

新たに町内の民間賃貸住宅に入居する  
新婚または子育て世帯の方

## 新婚世帯・子育て世帯 新生活応援補助金



初期費用（上限）112,200円（1回限り）

※敷金礼金などの賃貸借契約費用から住宅手当を控除した額

家賃（月額上限）11,220円（最長3年間）

※家賃月額から住宅手当を控除した額

### 対象者

〈新婚世帯〉 結婚後1年以内で年齢の合計が80歳未満のご夫婦が新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合。

〈子育て世帯〉 小学生以下の子さんがいる世帯が新たに町内の民間賃貸住宅に入居する場合。（町外からの転入に限る）

※生活保護を受けている場合や町税などに滞納がある場合は対象となりません。

※この他にも要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

※この制度は「地域少子化対策重点推進交付金」を活用しています。

申問 企画開発課 企画情報係 ☎ 72-3112(内線124)



## レクリエーションで楽しく交流しよう！ 「コミュ♡レク恋活」参加者募集

- 日 時 3月7日(土)13:00~16:30
- 会 場 ZigZag(豊前市八屋2025-2)
- 対 象 者 25歳~39歳の独身の方
- 参 加 費 2,000円(税込)
- 募 集 人数 男性20名 女性20名  
※最少催行人数 男性8名 女性8名
- 募 集 期間 2月24日(火)まで
- 申込方法 イベント申し込みフォームに必要事項をご記入の上、お申込みください。  
(イベント番号2053)

問 福岡県出会い・結婚応援事務局  
☎ 092-733-8202



## 福岡県ナースセンター 看護職員就労支援をサポート！

福岡県では、子育てなどで一旦現場を離れた看護職員に対し、復職のための『カムバ』ナース応援プログラムを実施するとともに、就労相談支援員が無料で就労支援をサポートします。

詳しくは、福岡県ナースセンターを検索してください。

問 福岡県ナースセンター  
☎ 092-631-1221



## 上毛町に定住する意思のあるご夫婦 定住促進結婚祝金

祝 金 〈ご夫婦1組に対して〉

いいふうふ

112,200円（1回限り）



※町が実施する婚活イベントがきっかけで結婚されたご夫婦には50,000円を加算します。

### 対象者

- ・結婚後3ヶ月以内に町の住民基本台帳に登録され、引き続き1年以上居住しているご夫婦
- ・祝金の申請日において、ご夫婦ともに45歳以下であること

※町税などに滞納がある場合や、過去にこの祝金の交付を受けたことがあるご夫婦は対象となります。

申問 企画開発課 企画情報係 ☎ 72-3112(内線124)



## 上毛町で家や土地をお探しの方 空き家・空き地バンクをご利用ください！



## 豊前市外二町清掃施設組合 あまり布で作るこいのぼり

参加費無料

裁縫道具、布はぎれ(10cm×10cmくらいのもの、10種類程度)を、ご準備ください。

■開催日 3月13日(金)10:00~12:00

■場所 豊前市外二町清掃センター

■募集人数 10名

■申込期間 2月2日(月)~27日(金)  
※土、日、祝日を除く

申問 豊前市外二町清掃センター  
☎ 82-2192(8:30~17:00)

## 豊前市外二町清掃施設組合 会計年度任用職員募集

### ■職種・募集人数・必要資格

- 手選別作業員等：数名程度  
必要資格：なし
- 手選別作業員等(重機運転手)：数名程度  
必要資格：車両系建設機械(小型でも可)

■給 料 7,670円／日(令和7年12月時点)

■勤務日数 月、約10日程度

■勤務時期 要相談

■諸 手 当 通勤手当

申問 豊前市外二町清掃施設組合 事務局 庶務係  
☎ 82-2192(8:30~17:00)  
福岡県豊前市大字八屋322番地45

住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年！  
定期的な作動確認を行いましょう。



## 住宅用火災警報器の維持管理

新築住宅は2006年6月1日から、2006年6月以前に建てられた住宅については、2009年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器は、一般的には電池で動いています。火災を感じるために常に作動しており、その電池の寿命の目安は約10年とされています。

### 古くなったら交換

火災警報以外の警報が鳴った場合

### 本体の故障か電池切れです

### 定期的な作動確認

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的に作動確認をしましょう。

※警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行なうなど、定期的に実施してください。

本町で2009年に設置した住宅用火災警報器  
※警報器の本体または電池の交換は、町では行っておりません。



### 悪質な訪問販売に注意！

住宅用火災警報器などの設置が義務化されていることから、一般家庭や事業所を訪問し、強引に法外な値段で住宅用火災警報器などの設置契約を結ぶトラブルが発生しています。消防職員や市町村職員が住宅用火災警報器などを訪問販売することはありません。販売者の身分や契約内容などをよく確認し、少しでもおかしいと思ったら、はっきりと断りましょう。

なお、訪問販売によって住宅用火災警報器を購入した場合は、クーリング・オフ制度の対象になり、契約が解除できます。

問 総務課 総務係 ☎ 72-3111(内線113)

## 住宅を新築、建替えまたは購入した方 固定資産税相当額の奨励金を交付します！

申請はおすすめですか？ 令和3年度課税分の申請期限は令和8年3月31日までです。

### 制度概要

制度名 上毛町定住促進奨励金

### 対象者

町の住民基本台帳に登録され、令和2年1月1日から令和11年3月31日までに居住するための住宅を新築、建替え、または購入した方

※空き家など中古住宅を購入した場合も対象となります。

※コモンパーク上毛彩葉分譲宅地に新築した場合、町税などに滞納がある場合、過去にこの奨励金の交付を受けたことがある場合は対象となります。

### 交付期間

対象住宅の固定資産税が初めて課税される年度から最長3年間交付します。

### 申請期限

対象住宅の奨励金交付対象年度の固定資産税が課された日から起算して5年内

### 申請手続

固定資産税が課税された後に申請できますが、奨励金の請求は対象年度の固定資産税を完納した後となります。

区分	対象	奨励金の額
住宅	居住用の部分 (店舗兼用住宅の場合は店舗部分を除きます)	固定資産税相当額 (新築軽減がなされている場合は軽減後の額)
土地	対象住宅が建築された土地で330m²まで (対象者または同居される方名義の土地に限ります)	※共有名義の場合は居住(同居)している方の名義分が対象となります。

※申請に必要な書類など、詳しくは下記までお問い合わせください。

問 企画開発課 企画情報係 ☎ 72-3112(内線124)

